

兵庫県公報

平成26年3月31日 月曜日 第10号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程		ページ
○ 企業庁公有財産取扱規程の一部を改正する管理規程	1
病院局管理規程		
○ 病院局公有財産取扱規程の一部を改正する管理規程	1

企業庁管理規程

企業庁公有財産取扱規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成26年3月31日

兵庫県公営企業管理者 荒木 一 聡

兵庫県企業庁管理規程第2号

企業庁公有財産取扱規程の一部を改正する管理規程

企業庁公有財産取扱規程（昭和56年兵庫県企業庁管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1建物使用料の款専用使用の項自動販売機その他これに類するもの（公衆電話機を除く）の目中「公衆電話機」の右に「及び太陽光発電設備」を加え、「4,020」を「4,130」に、「7,020」を「7,220」に、「10,320」を「10,610」に、「13,380」を「13,760」に改め、同項公衆電話機の目中「3,720」を「3,830」に改め、同目の次に次のように加える。

太陽光発電設備	1年1個につき	100
---------	---------	-----

別表第1建物使用料の款専用使用の項その他のもの目中「100分の6.3」を「100分の6.48」に改め、「」に相当する額」の右に「に105分の108を乗じて得た額」を加える。

附 則

この管理規程は、平成26年4月1日から施行する。

病院局管理規程

病院局公有財産取扱規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成26年3月31日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第4号

病院局公有財産取扱規程の一部を改正する管理規程

病院局公有財産取扱規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1建物使用料の款専用使用の項自動販売機その他これに類するもの（公衆電話機を除く。）の目金額の欄及び同項公衆電話機の目金額の欄を次のように改める。

	円
	4,130
	7,220

10,610
13,760
3,830

別表第1 建物使用料の款専用使用の項その他のものの目中「100分の6.3」を「100分の6.48」に改め、「f) に相当する額」の右に「に105分の108を乗じて得た額」を加える。

附 則

この管理規程は、平成26年4月1日から施行する。